

香港会社の取締役解任の手続きと費用

特に明記しない限り、本見積書で紹介される香港会社とは、香港「会社条例」に基づき設立された非公開株式会社を指します。

香港会社の取締役が辞任を拒否する場合、香港会社の株主は普通決議を通じて辞任を拒否する取締役を解任することができます。

当事務所が代理して香港会社の取締役を解任するサービス費用は 1 人当たり 400 米ドルです。当事務所の費用には、会議通知の作成・送付、株主会・取締役会の議事録の作成、取締役名簿の更新が含まれますが、株主会への出席が含まれません。

取締役を解任するために、クライアント様は会社設立証明書写し、最新の年次申告書写し、定款写しを提供する必要があります。

通常、香港会社の取締役解任手続きは 5 週間以内に完了できます（特別通知期間の 28 日を含む）。

本見積書はあくまでも参考用であり、実際の費用は当事務所が最終的に提供される見積りに準じます。

SHENZHEN 深セン

Rooms 1203-06, 12/F.
Di Wang Commercial Centre
5002 Shennan Road East
Luohu District, Shenzhen, China
中国深セン市羅湖区深南東路5002号
地王商業センター12階1203-06室
T: +86 755 8268 4480

SHANGHAI 上海

Room 603, 6/F., Tower B
Guangqi Culture Plaza
2899A Xietu Road, Xuhui District
Shanghai, China
中国上海市徐匯区斜土路2899甲号
光啓文化広場B棟6階603室
T: +86 21 6439 4114

BEIJING 北京

Room 303, 3/F.
Interchina Commercial Building
33 Dengshikou Street
Dongcheng District, Beijing, China
中国北京市東城区灯市口大街33号
國中商業ビル3階303室
T: +86 10 6210 1890

TAIPEI 台北

Room 303, 3/F., 142 Section 4
Chung Hsiao East Road
Daan District, Taipei
Taiwan 10688
台湾台北市大安区忠孝東路四段
142号3階303室
郵便番号: 10688
T: +886 2 2711 1324

TOKYO 東京

308 BIZMARKS Akasaka
2-16-6 Akasaka, Minato-Ku, Tokyo
Japan 107-0052
日本東京都港区赤坂二丁目16番6号
BIZMARKS赤坂308室
郵便番号: 107-0052
T: +81 3 5776 2637

SINGAPORE シンガポール

138 Cecil Street, #13-02 Cecil Court
Singapore 069538
T: +65 6438 0116

KUALA LUMPUR クアラルンプール

Unit 28-13, 28/F.
Menara Teguh Alila Bangsar
58 Jalan Ang Seng
50470 Kuala Lumpur, Malaysia
T: +60 17 672 0203

NEW YORK ニューヨーク

202 Canal Street, Suite 303, 3/F.
New York, NY 10013, USA
T: +1 646 850 5888

LONDON ロンドン

Room 319, 3/F., One Elmfield Park
Bromley, Greater London
BR1 1LU, UK
T: +44 20 8176 3860

1. 取締役変更サービスと費用

当事務所が代理して香港会社の取締役を解任するサービス費用は 400 米ドルです。具体的には以下の通りです。

- (1) 会社の定款の確認
- (2) 取締役解任の理由、株主会の場所・日付・時間を確認するためのクライアント様との相談
- (3) 取締役解任の特別通知、取締役会議事録、株主会議事録、普通決議及び香港会社の指定したフォームの作成
- (4) 会議に参加する資格のある者への会議通知の送信
- (5) 指定したフォームの香港会社登記所への提出

備考:

- (1) 上述の費用には取締役解任に関する株主会への出席が含まれません。
- (2) 上述の費用には書類の郵便料が含まれません。

2. 支払期限と方法

クライアント様が啓源に委託することを確認した後、啓源はサービス費用の請求書を作成し、銀行口座情報及び送金ガイドとともにクライアント様に送信します。クライアント様は送金する際に備考欄に当事務所の請求書番号又はファイル番号を記入し、送金後に支払証憑を当事務所に提供してください。サービスの性質上、事前にサービス費用を全額支払う必要があります。サービスを提供してから、特別な事情がない限り、費用が返金されません。

当事務所は現金/銀行振込・送金/PAYPAL でのお支払いを受け取ります。PAYPAL で支払う場合には、別途 5%の手数料を請求します。

3. 必要書類

取締役解任の際に、クライアント様は以下の書類を提供する必要があります。

- (1) 会社設立証明書
- (2) 会社の定款細則 1 通
- (3) 最新の年次申告書
- (4) 直近の年次申告後に提出された全ての書類

啓源がクライアント様の会社秘書役を務めている場合、クライアント様は上述の書類を提供する必要がありません。

4. 所要時間

取締役解任手続きを完了するには約 5 週間かかります(会議の通知期間を含む)具体的には以下の通りです。

手順	内容	所要日数
1	クライアント様は香港会社の取締役解任手続きを啓源に委託し、必要な書類(第3節)を啓源に提供する。	1
2	啓源は取締役解任の請求書をクライアント様に発行し、クライアント様は費用を支払う。	クライアント様による
3	啓源はクライアント様と取締役解任の理由、株主会の場所・日付・時間を確認する。	クライアント様による
4	啓源は取締役会の招集通知、議事録(草案)を含む取締役解任書類を作成し、クライアント様に郵送する。	1
5	クライアント様は取締役変更書類に署名した後、署名済み書類を啓源の香港事務所に郵送する。	クライアント様による
6	啓源は会議通知を送付し、会議に参加する資格のある者に通知する。	1
7	クライアント様は株主会を開催し、取締役解任の決議書を通過する。	28
8	啓源は指定されたフォームを香港会社登記所に提出する	1
9	啓源は取締役解任関連書類をクライアント様に送付する。	1
	合計:	5週間から

5. 解任書類一式(解任完了後得られる法的書類)

取締役解任手続きが完了後、下記の法的書類をクライアント様に渡します。

- (1) 特別通知
- (2) 取締役会・株主会の議事録
- (3) 香港会社登記所の指定したフォーム
- (4) 更新された取締役名簿

もっと詳細な情報や支援をご希望の場合は、下記のお問い合わせをご利用になってください。

メール: info@kaizencpa.com

固定電話: +852 2341 1444

携帯電話: +852 5616 4140、+86 152 1943 4614

ライン・WhatsApp・Wechat: +852 5616 4140

Skype: kaizencpa

公式ウェブサイト: www.kaizencpa.com